

令和4年1月12日

昭島市立玉川小学校
児童の保護者の皆様

昭島市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に伴う出席停止の扱いについて（通知）

日頃より、昭島市立学校の教育活動に、御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

各学校におきましては、令和3年12月1日から延長された東京都における基本的対策徹底期間として、感染防止対策の徹底と教育活動の継続に取り組んでまいりました。

現在、東京都におきましては、新たな変異株であるオミクロン株により、かつてないスピードで感染が拡大しております。令和4年1月6日に、医療提供体制はレベル1の「通常の医療との両立が安定的に可能な状況」であるものの、感染状況はレベル2の「感染拡大の兆候があると思われる状況」に引き上げられました。また、令和4年1月11日から1月31日までを期間とする「オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応」が東京都で決定され、これまで以上に緊張感をもった感染防止対策の徹底が求められております。

こうした状況を踏まえ、本市における出席停止の扱いを再度見直し、東京都の感染拡大のリスクが高い状況（感染状況がレベル2以上）にある間は、同居の家族に発熱等の風邪の症状が見られる場合も出席停止扱いとすることにいたしました。

なお、東京都の感染状況がレベル1以下になりましたら、同居の家族に何らかの症状が見られる場合については、改めて出席停止の対象外に変更いたしますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 出席停止に該当する場合

- ①本人又は同居の家族が感染（陽性と判定）した場合や濃厚接触者と特定された（もしくはその可能性がある）場合
- ②本人又は同居の家族がPCR検査の対象者となった場合
- ③本人に発熱等の風邪の症状が見られる場合
- ④東京都の感染拡大のリスクが高い状況（感染状況がレベル2以上）において、同居の家族に発熱等の風邪の症状が見られる場合
*レベル1以下の場合は、出席停止の対象外とし、同居の家族及び本人に感染症が疑われない場合に限り、学校と相談の上、登校できる。

※ お子様や御家族の健康安全を守るとともに、学校内外での感染防止を徹底するため、御家族の発熱等の症状や医師の診断結果など、あらかじめ学校に御連絡いただき、お子様の登校は控えていただくよう、御協力をお願いいたします。